

参 考

■建築基準法施行令第115条の3第一号に規定する「児童福祉施設等」一覧

児童福祉施設等		根拠法令	施設名
建築基準法施行令第十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等	児童福祉施設	児童福祉法第7条	助産施設
			乳児院
			母子生活支援施設
			保育所
			児童厚生施設
			児童養護施設
			障害児入所施設
			児童発達支援センター
			情緒障害児短期治療施設
			児童自立支援施設
			児童家庭支援センター
	助産所	医療法第2条	助産所（病院・診療所ではないもの）
	身体障害者 社会参加支援施設	身体障害者福祉法第5条	身体障害者福祉センター 盲導犬訓練施設
	保護施設	生活保護法第38条	救護施設
			更生施設
			授産施設
			宿所提供施設
	婦人保護施設	売春防止法第36条	婦人保護施設
	老人福祉施設	老人福祉法第5条の3	老人デイサービスセンター
			老人短期入所施設
老人介護支援センター			
養護老人ホーム			
特別養護老人ホーム			
軽費老人ホーム			
有料老人ホーム	老人福祉法第29条	有料老人ホーム	
母子保健施設	母子保健法第22条	母子健康センター	
障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項	障害者支援施設	
地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項	地域活動支援センター	
福祉ホーム	障害者総合支援法第5条第26項	福祉ホーム	
障害者福祉サービス事業 の用に供する施設	障害者総合支援法第5条第1項	生活介護の用に供する施設	
		自立訓練の用に供する施設	
		就労移行支援の用に供する施設	
		就労継続支援の用に供する施設	
児童福祉施設	児童福祉法第7条	幼保連携型認定こども園	

※重要 放課後等デイサービス、児童発達支援事業は児童福祉法第7条に定める施設とみなされるケースが増えています。その旨も併せてご確認ください。